

令和3年8月11日

建設業関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平素より、労働災害防止対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の令和3年建設業における労働災害発生状況につきましては、7月末現在の速報値で休業4日以上死傷者数は32人と、前年同期と比較し15人、31.9%の減少となり、令和2年に前年同期2名であった死亡者も令和3年は7月末までは発生していなかったところです。

しかしながら、令和3年8月3日、建設工事現場において、後進してきたミキサー車に労働者が接触し、亡くなるという労働災害が発生いたしました。

本年は、建設業において死亡災害撲滅を最優先として、各事業場には安全衛生対策に取り組みいただけてきたところですが、今後、同種の労働災害とともに、労働災害の増加が懸念されるところです。

特に、本年は猛暑と台風、大雨が交互に発生している等、現場にて作業を行う労働者への労働災害発生のリスクは高まっていると考えられるところです。

本来、労働災害、特に死亡災害はあってはならないものであり、環境に応じた対策が講じられ、また環境に左右されることなく安全が確保されることが重要であり、そのために、各事業場、現場において安全衛生対策の総点検、充実した安全衛生教育等を実施し、労働災害防止活動に積極的に取り組むことが必要です。

貴職におかれましては、これらの状況をご理解いただき、下記の労働災害防止対策の徹底を会員事業場に対し指導、援助くださいますようお願い申し上げます。

記

1 死亡災害の撲滅

(1) 交通労働災害防止

自動車、トラック等による移動(通勤を含む)を行う労働者に対して継続的な交

通労働災害に係る安全衛生教育を実施すること。

特に、冬季、台風シーズン等、季節や気象に対応する適切な時期の実施に配慮すること。

(2) 建設機械災害防止

各現場の作業工程に応じ、使用する建設機械の種類、能力に応じた作業計画を作成し労働者への周知徹底を行うこと。

(3) 墜落・転落災害防止

足場、はしご、脚立等を使用する作業について、設備の安全対策を徹底させること。

特に、短時間、臨時的な作業を行う場合やはしご、脚立等を用いる場合に対策が徹底されるよう、労働者への定期的な安全教育の実施に配慮すること。

2 熱中症の予防

(1) 労働者が熱に順化するまでの期間は、特に熱中症予防対策に注意を払うこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意すること。



関係資料はこちらをご覧ください。

(2) WBGT値を測定し、その評価を行うこと。

(3) 評価したWBGT値を低減するための設備設置、休憩場所の整備、作業時間の短縮、水分・塩分の摂取等の対策を講ずること。

(4) 労働者の日常の健康管理、作業開始前の健康状態の確認を行うこと。

また、熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者に対しては、医師等の意見を踏まえて配慮を行うこと。

3 災害復旧工事における労働災害防止の留意点

(1) 土砂崩壊災害防止対策

地山の掘削を伴う工事（河川の堤防の補修等の工事を含む。）の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の豪雨以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

上記の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。

掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所

及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。

土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。

平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 2 号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。

復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記 から までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記（４）によること。

（２）土石流災害防止対策

土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、今回の豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。

安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記（４）によること。

（３）がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

円滑な災害復旧の観点から短期間で作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安

全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記（４）によること。

適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

（４）車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。

車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

（５）その他

工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにすること。

上記（３）のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること